

図書館資料インターネット等予約サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館規則（昭和25年教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第5条第2号に規定する事業のうち個人貸出し及び希望図書貸出しサービスについて、インターネット上の図書館ホームページ及び図書館内利用者用端末機において提供している図書館蔵書検索システムを利用して、図書館資料の予約サービス（以下「インターネット等予約サービス」という。）を実施するため必要な事項を定める。

(サービスの内容)

第2条 インターネット等予約サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 豊中市立図書館が所蔵する図書館資料の予約
- (2) 利用者本人の図書館資料の貸出し状況及び予約状況の照会
- (3) 第1号の規定により予約した図書館資料が貸出し可能となった場合における電子メールによる連絡ただし、電子メールアドレスを登録した利用者に限る

(サービスを利用できる者)

第3条 インターネット等予約サービスを利用できる者は、規則第14条第1項及び第3項の規定による個人貸出券の交付を受けた者とする。ただし、豊能地区3市2町による公立図書館広域利用（試行）および豊中市吹田市広域利用（試行）による利用者を除く。

(仮パスワードの交付)

第4条 インターネット等予約サービスを利用しようとする者は、本人（乳幼児の場合はその保護者）が市立図書館、図書室及び動く図書館のステーションの窓口（以下「図書館窓口」という。）において個人貸出券と本人確認できる証明書等を提示し、仮パスワード申込書（様式第1号）を提出して仮パスワードの交付を受けなければならない。ただし、小学生については、個人貸出券を提示し、保護者の同意を得た仮パスワード申込書を提出するものとする。また、乳幼児については、保護者が乳幼児の個人貸出券と本人確認できる証明書等を提示して、仮パスワード申込書を提出するものとする。

2 図書館窓口への来館が困難な場合のサービス利用の申込みについては、読書振興課長が別に定める。

(サービス利用の中止)

第5条 インターネット等予約サービスの利用者が利用を中止する場合は、本人（乳幼児の場合はその保護者）が図書館窓口で個人貸出券と本人確認できる証明書等を提示し、パスワード使用中止届（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、小学生の場合は、個人貸出券を提示し、保護者の同意を得たパスワード使用中止届を提出するものとする。また、乳幼児については、保護者が乳幼児の個人貸出券と本人確認できる証明書等を提示して、パスワード使用中止届を提出するものとする。

(パスワードの管理)

第6条 インターネット等予約サービスを利用する者は、パスワードを第三者に知られることがないよう自己の責任において厳重に管理しなければならない。

(サービス利用の停止)

第7条 読書振興課長は、虚偽又は不正な行為により仮パスワードの交付を受けたことが判明したときは、当該利用者のインターネット等予約サービスの利用を停止することができる。

(サービス利用の対価)

第8条 インターネット等予約サービスの利用は無料とする。ただし、館内利用者用端末機以外の端末機による図書館資料の予約、貸出状況及び予約状況の照会に係る通信費等は利用者の負担とする。

(損害賠償)

第9条 豊中市立図書館は、仮パスワードの交付を受けた利用者が、このサービスの利用により生じた一切の損害に対していかなる責めも負わないものとする。

2 仮パスワードの交付を受けた利用者が、このサービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者においてその賠償の責めを負わなければならない。

3 豊中市立図書館は、インターネット等予約サービスにおける図書館資料の情報提供の遅延または中断、システムの停止その他の事由により利用者に損害が生じても一切の責任を負わない。

(システムの停止)

第10条 読書振興課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネット等予約サービスの運用を停止するものとする。

(1) 電気通信事業者による設備の保守その他システム上の障害復旧等のため運用を停止するとき。

(2) 天変地異等不可抗力の要因により運用することができないとき。

(3) その他読書振興課長が運用を停止する必要があると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターネット等予約サービスの施行について必要な事項は、読書振興課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 15年 9月 2日から実施する。

この要綱は、平成 24年 6月 1日から実施する。